

第13回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成30年5月16日（水）11:00～12:07

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、北地委員、野村委員、萩原委員、程委員、宮本委員

小河専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、白井専門委員、宮城専門委員、

（御欠席：飯嶋委員、飯盛委員、服部委員、牧野委員、岸本専門委員、経沢専門委員、
曾根原専門委員）

（事務局）井野指定活用団体指定担当室室長、岡本指定活用団体指定担当室参事官、

野澤指定活用団体指定担当室企画官

森金融庁総務企画局企画課調査室長

4. 議事：

（1）指定活用団体の指定に係る体制について

（2）公募要領について

（3）指定活用団体の指定に係る審議等について

（4）その他

5. 議事概要：

○井野指定活用団体指定担当室長 定刻となりましたので、第13回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いではございますけれども、会議の内容等につきまして、会議中にSNS等での御発信はお控えいただきますようお願い申し上げます。

それから、議事に入らせていただく前に1点、御報告申し上げたいと思います。

事務局から既に御連絡差し上げておりますとおりでございますけれども、駒崎専門委員は御本人からの申し出によりまして、4月27日付で専門委員を辞任されましたので、お知らせさせていただきます。

現在の本審議会の委員及び専門委員の名簿は、お手元の資料にある参考資料1のとおりでございます。

それでは、会長から議事の進行をよろしく願いいたします。

○小宮山会長 こんにちは。

まず議事1の「指定活用団体の指定に係る体制について」ということですが、指定活用団体の指定に当たり、資料1のとおり休眠預金等活用担当室とは別に、内閣府本府に新たに指定活用団体指定担当室が設置され、井野靖久室長が着任されましたので、御紹介いたします。一言申し上げます。

○井野指定活用団体指定担当室長 改めて御挨拶させていただきます。

このたび内閣府に設置いたしました、指定活用団体指定担当室の室長を務めることになりました井野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当担当室は、お手元の資料1にありますように、指定活用団体の指定に当たりまして、厳正に、かつ、中立・公正な立場で実施することが求められておりますことから、指定に至る一連の事務を専属的に行うべく設置したものでございます。具体的には指定活用団体の公募、審査、指定等の事務を行っていくこととなります。

当担当室におきましては、国家公務員倫理規程の遵守に加えまして、弁護士の先生とも相談をさせていただきながら、室職員の行動規範をガイドラインの形で速やかに整備したいと考えております。その予定でございます。関係団体役員等との間での禁止行為を明確化したり、業務以外での指定、申請団体との接触を禁止することなどを盛り込むことによりまして、より厳しく身を律する規定を設け、中立性、公正性の観点から疑義が生じないようにしていきたいと考えているところでございます。

また、指定活用団体の指定に向けての審議や手続におきまして、透明性を確保していくことが極めて重要であると認識しております。委員の皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

議事2「公募要領について」です。本日より公募を開始したということですが、その内容について事務局から御説明いただきます。岡本さん、お願いします。

○岡本参事官 4月24日付で指定活用団体指定担当室の参事官に新たに変わりましたので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料2で御説明したいと思います。今朝から公募を既に開始しております。公募要領でございます。この公募要領の作成に当たっては、昨今鑑みまして、野村先生の御紹介で森・濱田松本法律事務所と相談をしながら細部、法律事項について詰めさせていただきました。

では、ポイントについて御説明させていただきたいと思います。中身の大半は昨年12月15日、12月26日の審議会、第9回審議会、第10回審議会においてこちらで御議論いただいて、御了解いただいたものを入れたものでございますので、変更点とか追加点について中心に御説明したいと思います。

2ページ、「1. 目的」でございます。目的のところの12行目からでございます。なお書きで、「指定活用団体は、指定後において国が指定活用団体を監督等するに当たり必要な事項（不正等が生じた場合における休眠預金等交付金の返還を含む。）の取り決めを国との間で行う。」ということでございます。

「2. 指定活用団体を実施する業務について」では、法律事項の規定あるいは3月末に決めました基本方針の内容を踏まえてということでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして「3. 指定の基準について」でございます。この部分は先ほど申し上げましたように、基本方針あるいは12月に御議論いただいた内容を書いております。

1点だけ変更したものがございます。4ページ目の15行目、※でございますが、基本方針では、「当該計画は5年程度」としておりましたが、「当該計画は5年間（2019年度～2023年度）の中期的な計画とする。」ということで期間を明記しております。

5ページ目、6ページ目も既に御議論をいただいた文言でございます。

7ページも既にいただいた文言となっております。

8ページ、そういった指定基準内容を満たしているかどうかについて、「4. 申請書類の提出について」ということでございます。

まず、申請受付期間でございますが、本日から開始してありますが、申請受付期間につきましては、約4カ月半後の10月1日～10月5日の1週間に受け付けたいと考えております。

提出先、提出方法でございます。提出先は、今回発足しました指定活用団体指定担当室でございます。恐縮でございますが、持参していただくという形にしております。

③で提出に当たっての留意事項を3つ書かせていただいております。3つ目のボツでございます。20行目からでございます。「申請書類は審査用に限定して使用する。」ということでございます。「また、申請書類については不開示情報、例えば個人情報、指定申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を除いて、情報公開の対象となる。」ということをお記しております。

(3)から申請書類がずっと続く形になっております。

9ページ目で⑥ということで「業務実施計画」、これは様式自由とさせていただきますが、そこから6行目でございます。組織全体の使命につきまして、適切な成果目標を設定していただく。定量的指標を基本ということと、法の施行から5年後における見直しに向けて、2021年度末における中間目標を設定していただくことを記載しております。

続きまして、22行目からの「準備行為実施計画」でございます。特に34行目からの2つ目の※でございます。ここは、公認会計士とも御相談をしてこういう文言を入れさせていただいております。「準備に要する費用については休眠預金等交付金の原資が国民の資産であることに鑑み、例えば準備行為に係る費用支出のために金融機関等から借り入れを行った場合の支払利息、事務所を貸借した場合に返還されることとなる敷金、事務所を無償で借り受け等した場合における当該事務所の家賃相当額は、交付対象外とする。」という形で明記させていただいております。

その後は業務規程の案であるとか、各種規定、これは様式自由ですが、こういったものを御提出いただくということでございます。

11ページ、18行目に新たに追加しておりますが、事務所のレイアウト図ということで、実際に指定された場合の事務所のレイアウト図を出していただく。また、場合によっては実地で見させていただくことも今後あり得るということでございます。

25行目から申請書類の審査及び結果の通知でございます。審査方法でございます。「審査は上記「3. 指定の基準について」に基づき、申請書類及び休眠預金等活用審議会における面接により行うということ。なお、基本方針に基づき指定申請団体との特別な利害関係者に該当する委員及び専門委員は、審議会による全ての指定申請団体に係る審議から除くこととなります。」ということで、これは後ほど規定については次の議題で御説明したいと思っております。

結果の通知は選定結果、採択または不採択の決定後、速やかに通知しますということでございます。

続きまして12ページでございます。その他のスケジュールということで、本日、公募要領を公表し、10月1日に申請受付開始、10月5日金曜日17時必着で申請締め切りということで、秋ごろ休眠預金等活用審議会における御審議を経た後、年内に指定という予定を考えております。

(2) 当初の指定活用団体の助成額でございます。この審議会で御議論いただきましたが、16行目からでございます。「当初の指定活用団体による助成額は、法案検討時の議論も踏まえ、20～40億円程度を目途とします。」としております。

(3) 民間公益活動促進業務に係る人件費等の取り扱いでございます。29行目で※で書いております。「人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費ということでございますので、今後、内閣府令において定める予定にしております。」が、人件費、事務所費といったものが府令で定める予定にしております。

(4) 運用資金の運用方法につきましても、これも内閣総理大臣の指定する金融機関及び上記内閣府令で定める方法について、今後、内閣府令等において定める予定としております。

13ページ、(5) で5年後における見直しについてということで、この審議会で御議論いただきましたが、9行目から「したがって」で注記させていただいております。「5年後見直しが行われることとなりますので、職員の採用を初め、各種契約等を行う場合には、その契約期限等について十分御留意ください。」という一文を入れております。

(6) その他の留意事項として4つ書いております。1つ目の○でございます。「公正な審議を図る観点から、指定申請団体の設立者、評議員、役員または職員から休眠預金等活用審議会委員または専門委員に対して故意の接触、パーティーで会う可能性もございませぬので、故意の接触（電話、メール等による接触を含む。）があったと認められた場合には、当該団体を選定対象から除外することとしますので、御留意ください。」というふうにしております。

2つ目の○でございます。「全ての費用については各種指定申請団体の負担となる」ということ。

3つ目の○でございます。「審査の結果、指定申請団体に指定されなかったことによる一切の損害等については、国が責任を負うものではありません。」ということ。

4つ目の○でございます。「指定に関する虚偽申請等の不正行為を初め、法第33条第1項に定める指定取り消しの事由があったときには、指定の取り消しやその事由に起因する国の一切の損害等について、賠償請求する可能性があります。」という旨を記載しております。

「7. お問い合わせ」でございます。内閣府指定活用団体指定担当室ホームページに既に問い合わせフォームを掲載しております。「指定活用団体の指定の手続における公正性、透明性を確保するため、申請受付開始日、10月1日前までは我々指定活用団体指定担当室におきまして接触禁止期間ということにいたしまして、電話でのお問い合わせや個別の相談は一切受け付けません。」というふうにしております。お問い合わせフォームに氏名とか所属機関等をいただいた場合には、これを内閣府のホームページにQ&Aとして掲載するというふうにしたいと考えております。

最後の○でございます。「申請受付開始日（10月1日）以降は申請書類等による電話でのお問い合わせや個別の相談を受け付けませんが、申請内容や審査の内容に関することについてはお答えできない。」という形でございます。

その次は参考1でございます。これは議連で御議論いただいたものをつけております。

もう一枚おめくりいただいて、最後のページでございます。参考2でございます。指定活用団体の主な作業スケジュールをイメージで示しております。2018年、年内に指定した後、2019年4月1日までの間を「準備行為実施計画期間」として、この間に定めていただきたいことを下に書いております。

主な作業でございます。優先的に解決すべき社会の諸課題の決定、資金分配団体の公募に向けた各種書類の作成、評価指針・マニュアルの作成、シンボルマークの作成準備、決定、各種規程等の準備、また、ICTシステムの企画ということでございます。その後、2019年4月1日から「事業計画期間2019」となりますので、この間に資金分配団体の公募の選定、交付金の受け入れ、管理、資金分配団体への交付・監督、システムの設計・構築、試行的運用開始といったものは、最低限やっていただきたいという形でお示ししております。

その下に申請書類、様式1ということで様式が決まっているものはここに付けさせていただきます。ホームページ上もPDFとWord、Excelの形で掲載しておりますので、こちらで記入いただくということ。様式自由なものについては、そういう形というものでございます。

説明は以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 実質的な審議に入る前に、前回から審議時間が非常に不自然に短いということについて、ちゃんと事務局からしっかり議事録に残る形で御説明をいただいたほうがいいのではないかと感じがしております。

パブコメについてもせっかくあれだけ御意見が集まったにもかかわらず、10分間で終わってしまって、我々も読む時間もなかったというような中で、いろいろな疑念が、何か痛

くもない腹を探られるというか、秘密裏に出来レースで進めようとしているのではないかみたいな声がすごくたくさん入ってきておりまして、この公募要領についてもとても大事な話だと思うのですが、審議の内容から変更点があったにもかかわらず、既に公開をされてしまっていて審議のしようがない状況になっているとかいうことに関して、どういう背景があってこういう形になっているのかということをお説明いただいたほうがいいのではないかと思います。

○岡本参事官 まず、いろいろな誤解が生じていると思いますので最初に申し上げたいと思いますが、審議会で個別の特定の団体を審査して、指定活用団体を決定していただくわけではございません。といいますのは、審議会は、国家行政組織法上の所謂、「第三条委員会」ではなく、調査・審議を行う「第八条委員会」となります。

一方、指定活用団体の指定というのは、行政処分になりますので、第八条委員会では行えないということがございます。公募要領自体も、審議会ではなく、内閣府が出しているということがございます。

次に、指定基準については、審議会で2度にわたり、御議論を相当行って、ご了解いただいたものを、今、御説明したように、3ポツのところ、そのまま書かせていただいております。私が、先ほど申し上げたところで追加しているところは、例えば、利益相反とか相当厳しく言われてる、昨今の事情を踏まえて、むしろ書き込んで疑念が生じないような形にしたと考えております。

パブコメにつきましても、これは行政上の行為として国民の行政とか大きな影響を与えるものについては、法律上の規定としてパブコメをするようにということでございましたので、これも基本方針自体は行政で定めているものですので、法律上の手続にのっとり、基本方針を策定する内閣府が、パブコメを30日間行い、その結果もパブコメで全て回答を内閣府が作成して、全部載せておりますので、法律上手続きの瑕疵がないと思っております。

○白井専門委員 審議時間が10分とか35分とか、私は過去に経験がなくて、例えば時間がないときに事前説明があって、考える時間があって、こういう審議会に臨ませていただくという事例もあったのですが、そういうものも一切なくて10分とか35分。今日の内容もすごく大事だと思うのですが、35分で終わってしまうのでしょうか。そこの確認をさせていただきたいです。

○岡本参事官 とりあえず35分としておりますが、長引く分には委員の御都合とかで、それは会長の御判断だと思います。

○小宮山会長 ゆっくりやりましょう。

○白井専門委員 疑念が余り抱かれないような形というのを、ちゃんと我々としてもつくっていく責任があるかと思います。

○小宮山会長 おっしゃることはよくわかります。ただ、今回の公募要領等もこれまでの議論をほぼ全て反映していると思いますが、いかがですか。

○工藤専門委員 確認だけなのですけれども、議論の中で専門規定の話が結構出ていたかなど。専門規定というか、新しくつくる指定活用団体、それしかやらないということがあったと思いますけれども、そこが申請要領のどこに書いてあったか、見つけられなくてというのが1つ。

○岡本参事官 そもそも基本方針で定めていると思います。要するに基本方針を踏まえていただきたいということは2ページ目に書いておりますので、基本方針で書いたことを全部また公募要領に書き始めると、どんどん増えていきますので。

○工藤専門委員 わかりました。

○岡本参事官 あと3ページ目の30行目から「さらに、指定活用団体は」というところで、民間公益活動促進業務の適切かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがなく、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な中立的な立場を守る必要があるというふうに書かせていただいているので、そういう意味でいきますと審議会での御議論は全て入れさせていただいておりますので、何かそこを変えているとかいうことではないということでございます。

○工藤専門委員 もう一点だけ、基本、新規団体ということになると思うのですけれども、5ページの第3のところでは財政基盤の明確化で貸借対照表等の状態を踏まえというときに、これがそもそも発生するものなのかなど。

○岡本参事官 ご質問の点については、何度も繰り返し説明させていただいておりますが、あくまでも指定基準を満たしていることが前提ですので、新規だったら何でもいいかという御議論ではないと思っています。ですので、公募自体も新設も含めていますが、ほかのところもできるようにはしておりますが、まずは、指定基準にしっかり適合しているかどうかをいろいろ見させていただくというだと思いますので、何でもいいからとにかく新規ありきだという御議論は、ものすごく違和感を正直、事務方として感じております。

○工藤専門委員 いや、何でもいいから新規ではなくて、新規が出る場合に財政基盤というものはどうやって判断するのかなと思っただけです。

○岡本参事官 ここも5ページ目なのですけれども、財政基盤の明確化ということが38行目から出てまいります。今後の財務の見通しが適切であるということです。そういったことで、これも審議会でも相当御議論いただいたと思います。そこをいじっているとかわいでは全くなくて、変更しているところがあればちゃんと御説明差し上げます。

○工藤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○小宮山会長 官本委員、どうぞ。

○官本委員 13ページ(6)の1つ目の○あたりのところなのですけれども、既にこの会議の中で指定活用団体になる場合と、審議会のメンバーの関係性については指を指されないよというところが合意されてきたと思うのですけれども、今回、委員が1人おやめになった。そして公募が始まったということで、これは全くの想定ですけれども、率直に申し上げて審議会の1年目の非常に重要な時期に、かつ、議論をかなりリードした委員が、この

規定に関してはどういうことになるのか。

といいますのは、先ほど白井専門委員もおっしゃっていたとおり、いろいろな形で休眠活用の会議というか動きに関しては、さまざまな憶測が回っていて、いろいろと耳に入ってくるわけですが、下手をするとこの委員であること自体がかなり厳しく問われるような状況もある中で、極力そういうことを避けるためには、今日ここでそのあたりをはっきりさせておいたほうがよろしいのではないかと思うので、大変申し上げにくいことですが、申し上げます。

○岡本参事官 その件につきましては、我々もすごく重要だと思っていますので、次の議題3で御議論いただく予定にしております。

○小宮山会長 基本的に、この公募要領には我々の意見は大体反映されていると私は思っております。一方、今言われたような個別の問題もあります。重要な問題ですので、次の議事で議論したいと思います。

議事3「指定活用団体の指定に係る審議等について」です。基本方針において指定活用団体を内閣総理大臣が指定するに当たっては、「審議会による審議を経た上で」行うこととされたことを受けて、本審議会における審議の方針について御議論をいただきたいと思っております。

事務局から御説明を受けるのだけでも、その前に北地さん、御発言されますか。どうぞ。

○北地委員 12ページ(3)の※の人件費その他内閣府令で定める事務に要する経費については、今後、内閣府令において定める予定ですということで、この2ページ後に体制イメージ図に金額が書いてあるのですが、これはそれを受けたものでしょうか。

○岡本参事官 この中身に何を書くかといいますと、予定しておりますのは人件費と事務所費と一般管理費、この3つですということを決めるのみでございます。

○北地委員 ですから、これは例ということですね。

○岡本参事官 このときはまさに議連で議論されてきましたので、こういったことも含めて該当する経費は何かというのを府令で定めなさいと法律で規定されておりますので、その3つを今のところ定める予定です。

○北地委員 それを確認したかっただけです。ありがとうございます。

○小宮山会長 宮城さん、どうぞ。

○宮城専門委員 私が見落とししていたりするのかもしれないですが、助成額のめどについてなのですが、これは当初20億円から40億円というところなのですが、これは年間ということなのか、5年間ということなのかということと、実際に今後この金額というのは、何によって決められていくのかということの設計の仕方を伺いたいと思っております。

○岡本参事官 御質問のうち、最初の点は、年間でございます。例えば5年間ではなくて、年間それぐらいの金額。

2つ目のほうは、仕組みから申し上げますと、指定活用団体が決まりましたら、事業計画を出していただきます。そこでこれぐらいの規模の事業をやりたいということがありましたら、毎年策定する基本計画を内閣総理大臣が認可する。それを踏まえて今度は預金保険機構が、その決まった金額を指定活用団体に振り込むという形が毎年、繰り返されていくこととなります。

(※審議会における上記説明について誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、以下のように訂正します。)

内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、審議会の審議を経た上で、「基本計画」を定めることになっております。基本計画には、その年度における休眠預金等交付金の額の見通しを盛り込むことになっております。その基本計画に基づいて、指定活用団体が、当該事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けることとなります。内閣総理大臣の認可が得られ次第、その金額を、預金保険機構が指定活用団体に交付することとなります。これが毎年度、繰り返されることとなります。

○宮城専門委員 では、案が出されて、次は審議会で金額に関して議論をする。

○岡本参事官 金額も含めて基本計画全体ということで御議論いただくこととなります。

○小宮山会長 白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 公募要領が出たということで、私が見落としているのかもしれないですが、どういう方々が指定活用団体を選ぶというイメージになっているのかというのはあるのでしょうか。

○小宮山会長 次の議題に進んだほうがいいと思います。次でまた何かございましたら御発言いただいても結構です。議題3の御説明を事務局からお願いします。

○岡本参事官 資料3-1と資料3-2を御説明差し上げたいと思います。

資料3-1は指定活用団体の指定に係る審議ということで、本日御議論いただいて、審議会決定をしていただければという案を書かせていただいております。

まず1でございます。委員及び専門委員は、指定申請団体、これは指定申請団体等の特別な利害関係の有無について、申請受付期間終了後、10月6日から審議会の審議開始までに申請書を提出いただくということで別紙につけております。これはなぜ10月6日にしているかと申しますと、5日まで受け付けていますので、それがわからないと関係者が具体的に特定できませんので、特定されましたら各委員にこの方たちが関係者ですというのを御連絡しますので、それで確定させたいと思っています。当該申告書等により会長が特別な利害関係を有すると判断した委員及び専門委員を審議会から除くということでございます。

では、特別な利害関係は何ぞやというのが※で書いておりますが、恐縮ですが、ページをおめくりいただいて、(参考)をごらんいただければと思います。特別な利害関係の例ということで、これも森・濱田松本法律事務所と御相談させていただいたものを例示で書いております。

1つ目、本人が指定申請団体の設立者、評議員、役員または職員であること。

2つ目、本人または本人が所属する団体が、委託契約等により指定申請団体から相当の報酬を得ていること。

3つ目、指定活用団体の指定を受けることを目的として、当該指定の申請をする団体に対し、本人または本人が所属する団体が出捐等を行っていること。

4つ目、本人または本人が所属する団体が指定申請団体を実質的に支配していると認められること。本人の配偶者または二親等内の親族が指定申請団体と上記の関係にあること。

その他、公正な議決権の行使に疑義を生じさせるおそれがある事情があること。

いずれにしても各委員、専門委員の皆様は個別に御判断いただいて提出された申告書に基づいて、会長が判断するというようにしたいと考えております。

また1枚目にお戻りいただきまして、以上が1でございます。

2でございます。その上で、審議に参加する委員及び専門委員は、申請受付期間終了後、10月6日から審議会の審議終了までの間に指定申請団体の設立者、評議員、役員または職員から故意の接触（電話、メール等による接触も含む。）があった場合には、速やかに指定活用団体指定担当室に通報していただければということと、当該指定申請団体は審議会における審議対象から除外されますので、自動的に指定の対象にならないということでございます。

3でございます。審議に参加する委員及び専門委員は、審議会において指定申請団体に対する面接や意見交換を行うということでございます。その上で、委員につきましては当該面接や意見交換を踏まえ、指定申請団体が指定の基準に適合すると認められるかどうかについての意見を書面にて指定活用団体指定担当室に提出していただくという案でございます。

あわせて資料3-2でございます。従前あった審議会の参加規程について、今回、改正をしたいと思います。1枚、ページをおめくりいただいて、改正案と現行の対照表で見ていただいたほうがよろしいかと思っております。新たに第1条を新設しております。左側の欄でございます。指定活用団体の評議員等への就任等ということで、「委員及び専門委員は、指定活用団体の評議員、役員または職員その他指定活用団体に所属する者となった場合には、委員または専門委員を辞任しなければならない。」ということで、指定活用団体の監視を行う審議会でございますので、そこは利益相反の観点からやめていただくという規定を入れさせていただいております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明、資料に関しまして御質問、御意見を伺いたいと思っております。北地さん、どうぞ。

○北地委員 初めのほうの参考の特別な利害関係の例ですが、これは「～であること」という表現をとられていますが、「～の予定を含む」ということで理解してよろしいでしょ

うか。また、その場合には単一事業年度の業務実施計画の中に入っているということでしょうか。

○岡本参事官 これは公募書類の中に例えば設立者、評議員、役員または職員になる方は、予定者も含めて出していただくことになっております。それは就任承諾書とあわせて、そこで確認していくということで、実際に出てきたものと照らし合わせてこの人だということを確定させていくということでございます。

○北地委員 だから現実にということで、この業務実施計画の中も含むということですね。

○岡本参事官 そこに出したものでしか確認できませんので。

○北地委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 工藤さん、どうぞ。

○工藤専門委員 私は専門委員という形でこの事業が始まるときに、どちらかというところソーシャルセクターというか、NPO側の立場として、活動している人間として入るということでお話をしたと思っています。

この先、資金分配団体であるとか、もしくはほかの休眠預金を使ってこういうことをやっていきたいんだという非営利組織のつながりももともと多いものですから、それ自体が今の文面だと余り関係ないのかどうか自分で判断がつかなくて、つまり、ここにいることで自分たちの団体及びよくつながりがあるものですから、相談を受けたりすることも事業上あるかもしれない。これ自体が何かしらの疑義を生むものであれば、どこかで辞任をしないといけないのではないかと思っています。

ここだけはっきりしていただくと、もちろんいるということに価値は感じていますが、何かしらの疑念が生じるのであれば、現場を持っていますので、この委員であることがほかの人たちと一緒に仕事ができないということは避けたいと思っております、個人的に専門委員としてここにいていいのかどうかの判断が正直つかない。これは会長のほうに書面で上げなければいけないと思うのですけれども、もしかするとここにいらっしゃる現場の人間からすると、そこは辞任すべき者の立場であるのか、そこは自分で考えてくださいという話になってしまうのかにおいては、まさにこの場で本当は結論をいただきたいというのが正直な気持ちでございます。

○小宮山会長 野村さん、御専門だからぜひお願いします。

○野村委員 恐らく問題が2つ混在しているような気がしまして、1つは既にルールが決まっている中で、審査をすることだけに集まっている人たちの想定した場合には、現に自分は審査される側に回りましたので辞退させていただきますということは、極めて合理的な仕組みだと思いますし、普通ある話で、現在ここに書かれているのはそういうイメージだと思います。これで十分利害関係というのは整理がついていますので、もし仮に自分が既に存在しているルールブックのもとで、審判になろうと思っていたのに選手に選ばれたので審判を辞退しますというのは、決しておかしくはないと思います。

ただ、恐らく皆さん方の中の悩みは、ルールをつくってしまったことにコミットしてい

るということだと思います。ルールをつくることにコミットしてしまったことによって、自分が将来、選手になることを想定して、自分のプレーがしやすいルールをつくったのではないかということと言われ続ける可能性があるということについて、どう整理するかという問題がありまして、その問題は新たな審議に関する案の中では必ずしもクリアになっていない問題だと思います。

これは我々委員や専門委員に就任した者が、みんなの中でどういうコンセンサスを持ってこの問題について対処するのかということは別途、決めなければいけないことだと考えます。そこは我々自身の1つのガイドラインとして、これはルールをつくってしまった以上は一種のアドバンテージがあると考えて、そこのプレーに参加するのはやめるべきではないかということ合意するのか、それとも、今後プレーに参加することに何ら問題はないと考えるので、あるいは何らかのセーフ・ハーバー・ルールをつくって、これだったらプレーに参加しても構わないというやり方を決めるのかということをはっきりさせないと、皆さん方の不安は払拭できないのではないかと思います。

○小宮山会長 どう思われますか。

○萩原委員 同意見です。私なんかも当初はいわゆる有識者という立場で入っているつもりでいたのですが、どうしても日本NPOセンターの副代表理事という肩書きで、先ほどの白井さんのお話もあったように、それで疑義を申し立てられたりとか、あるいは接触されてくるとか、そういうことが想定されてきますので、立場上、どうしていくべきなのかということは、今のコミットメントも含めてはっきりしていただかないとという部分は非常に強いです。

○小宮山会長 どうでしょうか。後者のルールを決めることに参加して、そのルールが本人に対して有利になったかどうかという疑いの問題ですね。前者はいいですね。

○宮城専門委員 前者は前提ですよ。後者の話みたいなことをルール化することがある話なのですか。どこまで行ってもある種の風評的な話なのか、前者で割り切られていることに加えて、何かルール化したりする余地はあるのですか。

○小宮山会長 小河さん、どうぞ。

○小河専門委員 今の後者の話ですが、具体的に言うと指定活用団体というのは本当に本丸みたいなところですから、ここに関しては後者であってもどのようなコミットメントをするというのは、世間から見られたときにクリアにしておく必要があるのかなと。

○小宮山会長 クリアにというのはどういうことですか。

○小河専門委員 要はそこにルールをつくった者がかかわるというのは、指定活用団体にかかわるということは、問題だと感じる人があるのではないかと。

一方で、例えば資金分配団体に関してはかなりの数が出てくると思うので、そのコミットに関してもちろん直接それで自分が評議員だとか、理事だとか、そういうものはだめだと思いますが、それ以外の先ほど工藤さんがおっしゃられたような緩やかなつながりの中で、そこにかかわりを持っているということまで例えば制限することになってしまうと、

本当に私も全ての団体とかかわりを絶たなければいけない、仕事ができなくなるというようなことになるのかなど、辞任せざるを得なくなるのかなと考えています。

○小宮山会長 通常、後者の問題はどのように考えられているのですか。

○野村委員 恐らく申し合わせをしているのだと思います。自分たちはそこは1つの倫理規範としてやめましようと思えば、やめましようということになるということだと思います。

また問題がやや複雑になっていて、指定活用団体のルールはかなり明確に我々をつくっていますけれども、資金分配団体の選定に関するところは一旦ワンクッション置かれていて、今後、指定活用団体で具体化されていきますので、かなりリモートになっている部分はまだあると思います。ですから資金分配団体あるいはその後の実際に休眠預金を活用する団体というところにお入りになるということについては、余り違和感を感じる方はいないのではないかなど若干思います。

ただ、そこでも言う人は指定活用団体の選定のときに自分を選んでくれるような、あるいは自分の仲間を選んでくれるような人たちを選定する動きがあるのではないかと見られてしまうことは、永遠に払拭できない事柄だと思います。その意味で、レベル感からいきますと、我々が指定活用団体に直接コミットするのは違和感のある方が多いのではないかと思います。

○小宮山会長 ちょっと待ってください。我々が関係するのはとおっしゃったのは、いずれの点ですか。

○野村委員 我々はもちろん活用しませんが、例えば今ここで辞退をしますということで、辞退をして指定活用団体を設立しますということに対しては、違和感があるという意見は多く出るのではないかと思います。それはまさに指定活用団体についてのルールはかなりここでつくってしまいましたので、その段階で自分を想定しながらつくったのではないと言われてしまうことは、否定できないのかなと思います。もちろん、何ら問題はないという意見もあると思います。

他方で、資金分配団体に自分になろうと思っているということを、どのような段階で利害関係がある者として辞退すべきかということは、ここは申し合わせておけばいいような気がします。なつてはいけないというルールではないので、そこはタイミングを決めたほうがいいと思います。

○宮城専門委員 あくまでもルールということ言えば、野村さんが整理された前者のことだけがルールで、後者に関してはある意味、正直、仮にそれをルールとするのであれば、この審議会が始まる前にそれを設定しておくべきだった話だと思うのです。スタートしてしまっただけ以上、ルールというよりは、どう社会に対して納得性を高めていくとか、リスクを回避するかという手立てみたいな話にならざるを得ないのかなと思うのです。

○野村委員 ただ、通常は世の中が走り出してから自分たちの中にレピュテーションリスクが生じたときには、何らかの申し合わせをしてしのいでいくことが多いのがあって、そ

れにコンプライするのがコンプライアンスなので、別にルールベースで全てが決まっているわけではないと思います。

現に発生してしまっている風評みたいなものが存在することは、皆が肌で感じているわけですから、この部分に対して実際に今どう乗り越えるかという点でいけば、少なくとも私は指定活用団体にコミットするのは最初には言われていなかったけれども、普通は避けたほうが良いと考えるのではないかと個人的には今、思います。ですから例えば今、私が急に指定活用団体の評議員をやりたいなと思って私がやめますと行って、それでふたをあけてみたらその申請書の中に評議員として私の名前があるとか、役員として私の名前があるというのは、個人的には避けようと考えますが、それが構わないということにするのであれば、その理由をここで確認しておくことが必要だと思います。

○小宮山会長 最初から前者でカットされているわけでしょう。予定まで含めてやってはいけないのだから。どこまでルールで、今、宮城さんが言われた対応をするのか、という問題ですね。

○宮城専門委員 明確なルールということ言えば、10月の申請の時点で白黒させるというのは、これはルールとしてあります。成立すると思うのですけれども、例えば今やめるかどうかということに関しては、それはあくまでもルールというよりは、申し合わせということになるということでしょうか。

○小宮山会長 風評というのはどこまで予測できるかわからないです。どういう風評が立つかということはいろいろあるから、今それだけのことをここで議論していいのでしょうか。

岡本さん、どうぞ。

○岡本参事官 ずっと数カ月間この問題を考えているのですけれども、ルールをつくる以上、後出しはだめだというのは思っていて、ルールを決めたその時から適用されるべきなので、その前やっていたから、このルールができたから、じゃあだめだろうというのはないのではないかと考えておりますので、そのルールができたところから適用されるべきかという話と、資金分配団体という御議論が多分一番よく私も聞いているのですが、資金分配団体はまだ存在しておりません。指定活用団体が公募要領を作成して資金分配団体を公募で決めることになりましたが、その間においてどういう利益相反の規定を入れるかということにも依存しているわけです。その部分も見ながら実際に資金分配団体の顔が見えてきたら、またこの規則を改正して、資金分配団体が審議会の委員にいたほうがいいのか、あるいはいないほうがいいのか、いない場合は例えば意見交換を年に何回かやる形で、交流する形で現場と切り離されないようにするかというのは、多分そのときにまた再度規定を御議論いただいて、規定を入れていくということではないかと思う。何も決まっていなくて何でもありで利益相反の議論をすると、すごく混乱していくのだと思います。さらに、現場の団体が決まるときに、そういうものが見えてきたところで、現場の人がいたほうがいいのかいないほうがいいのかというのは個別にしないと、「たられば」をやっ

ているとずっと無限ループになっていくので、多分そういうものを何度かそのとき見えてきたところで御議論をいただくことだと思います。ルールが決まった時点でそのルールが適用になってどうしてもひっかかる方は、その時点で委員を継続されるかの辞任されるのかについてご自身でお決めいただくという形にさせていただいたほうが多分よろしいかなと思います。

○小宮山会長 北地さん、どうぞ。

○北地委員 私は先ほどおっしゃった宮城さんの意見に賛成でして、さかのぼって理解する必要はないと考えています。

1つには、この審議会の議事が種がないぐらいオープンにされておまして、かつ、いろいろな意見の集約もされております。それは公表されております。

その次には、先ほどの利害関係で将来の関係にもありますので、現時点でなくても将来、委託などの関係で持つ可能性があるのであれば、徹底的に全員は排除できないだろうということです。

最後に、現場の故意の接触というものですけれども、ここの文面を見ますと故意の接触とございますので、指定活用団体の指定に関しての故意の接触だと理解して、現場の業務には余り影響は与えないのではないかと理解しております。

以上です。

○小宮山会長 程さん、どうぞ。

○程委員 1つはキーワードとして初めての社会実験ということなので、こういった形で基本方針ができて、公募要領ができるというのは、正直、私は1年前、余りここまで想像できていなかったもので、走りながら考えながらルール化していくというのが現実的かなと思っています。

その際、指定活用団体のイメージは結構出てきたので、我々皆さん利益相反が起きる可能性がある指定分配団体とか実際の現場団体、それぞれ皆さんシミュレーションされながら、そういうものを持ち寄りながらこの場なのか、または違う委員会なのか、サブ委員会なのか、考えながらルールをつくっていかないと、我々も社会実験の一部なので、委員たちもこれから随分と悩まないといけないと思うのです。ですからその辺は実際、今1年目、2年目、私も多少絡んでいるので、それぞれやっていくことが大事かなと。それでルールをつくる。

もう一つは、委員と専門委員は今のところ余り差がなく、今回こういった基本方針をつくるときには参画してきたのですけれども、そこももしかしたら何か役割分担を明確にしていく必要があるのではないかと思います。

○小宮山会長 それはありますね。

宮本さん、どうぞ。

○宮本委員 今のお話は、前者、後者の前者のお話ではなくて、指定活用団体の件という理解でよろしいですか。

○程委員 だけではないです。

○宮本委員 指定活用団体に関しては、先ほど私申し上げたとおりなのですけれども、走りながらやっているうちに応募の段階に来たということなので、そこで改めてルールをすぐつくるかどうかという話なのですけれども、社会実験ということで、極めて精力的に委員が頑張ってくつてきた。そこでいよいよ募集が始まるといったときに、その委員の中の誰かが応募団体のなかに含まれるというようなことが想定されたときに、本事業の特徴として透明性、公平性というのが何度も何度も言ってきた流れからすると、ルールがあろうとなかろうと道義的に言って控えるべきことは控えるということをまずやらないと、この事業全体が受けなくていいようなダメージを受ける可能性があるという感じがいたしますので、指定活用団体に関しては、この1年かかわった委員は外したほうがいいと思います。

○小宮山会長 ほかの方、今の御意見どう思われますか。

○宮城専門委員 私はあくまでもルールをつくるということと、ジャッジをするということと、プレーすることはそれぞれ別だと考えています。そのように理解をしまして、それは国の審議会と、その後、何か事業者が選定される場合も、例えば審議員が抜けた形で審査が行われるというふうには実施されていると私は認識を持っているのですけれども、そこがそうではなくてルールをつくったということは、ジャッジにもプレーにも参加をしてはいけないというようなことが慣例的にも行われているのであれば、私はそれはお聞きしたいなと思いました。

基本的にはそこは別であるということ、むしろこの審議会なりが明確に決める。今日の論点で言えば、どうするかという結論を出して、いや、それは別々のものですよということを宣言していただければ、ある意味、心置きなくこれからの審議にも参加できるわけですが、そこが曖昧ですよということで進んだときに、まさに後出し的な形になると大変困ることが論点なのだと思うのです。

○小宮山会長 大事なことは、これを議論し始めたとき、ほとんど何もなかったということなのです。そのとき一体、誰が議論できるのかということとはとても重要で、もう既にあるものをルールを変えて走ろうよという話ではないのです。恐らく世界でもまれなものをつくらなければならないときに、誰が議論できるかということもよく考えないと、世の中が動かなくなる。

野村さん、どうぞ。

○野村委員 私が申し上げたのは、まさにそれをつくりましょうという話を申し上げただけであって、先ほど話し合うことが必要なのかという御質問だったので、今まさに話し合う必要がある。まさに私の意見はそこなのです。ですからこれをルールと言うかどうかは別にしても、申し合わせないと気持ちが悪いです。だからまさに後者の問題は今ここでみんなで申し合わせて、議論すべき問題だということです。これまでの議論に従い、会長がおっしゃったようにこの度のルールは無から有をつくるもので、ここの部分

についてコミットしたこと自体については、先ほど北地委員からもありましたけれども、みんなで議論をしたことだから、特定の個人の意見で決まったものではないということでコンセンサスがとれるのであれば、それをここで確認して、これまでのルールメイキングに参加した者も、制約なくして指定活用団体に参加可能だという整理をするのは1つあり得ると思います。

他方において、ただ、今後例えばどういうタイミングで、何が起こったときには、どういう形で辞任しましょうということを、それもやはりみんなの中で決めておいたほうがクリアだと思いますので、なお先ほど整理した後者の問題は残ると思います。私はそれを決めましょうということを提案したというのが後者の問題です。

○小宮山会長 私は今の野村さんの意見でいいような気がしています。それしかあり得ないような気がします。

あとは、今度は選定をやるわけです。もちろん我々の議を経てではなくて、最後は首相が決める構造になっています。ただ、我々が選考プロセスにかかわるということは重いですよ。そこでもう一回、判断できるわけです。

○野村委員 もう余りしゃべりませんが、先ほど整理した前者の部分についてのルールは、非常に明確なルールになっていて、これはこれでよろしいのではないかと思います。ですから、このやり方でやればいいという話だと思いますので、今日ここで決めるべきは、御異論が出ていますけれども、これまで議論に参加した人が仮に指定活用団体の創設に深くコミットするという形で新たに登場してくること自体は問題がないと判断することだと思います。私自身としては、例えば弁護士などは、まだ訴訟になっていない段階であっても、ある案件で先に御相談を受けてしまうと、その件に関し、その方を相手とする訴訟は受けられない。これは、皆さん方からすると、かなり前倒しに見えると思いますが、仮に相談者が将来の訴訟を想定して相談に来ていたということを知らなくても、一旦、相談にコミットしてしまうとその後の訴訟は受けません。これは我々の中のルールとして、別にコンプライアンス上の考え方として整理されている。これは常に研修などをやりながら、こういう事例だったらどうなんだ、こうなんだということをみんなで議論しながら、その都度、決めながら前に進んでいっているというのがプロフェッショナルの1つのありようという形になっていますので、そういう意味ではその厳しさはここでは揺るがしてはいけない。だからとことん議論をして、これまでのルールメイキングに関しては問題なしとしようというのであれば、きちんと今日決めるべきだと私は思います。

○小宮山会長 いかがでしょうか。よろしいですか。要するに1人で決めたというものは全くないので、この全員のコンセンサスで決めてきたルールで、これからもいいとするか。いいような気もします。

○宮城専門委員 そこは明確にやるべきだと思います。明確にというのは、今から辞任をするべきだということであれば、そういう取り決めにするべきでしょうし、10月の申請のそのときまでは、私は現行のルールで言えば10月の申請時までは問題なしと理解していま

すけれども、それを変えるというか、改めてこの段階ですと新年度で設定するのであれば、先に決めるべきですね。

○小宮山会長 道義的問題のような気がします。最後までいて、よく聞いておいて申請の用意をしているというようなことは道義的に許されない。ルールではなくてと思うのだけれども、その辺はまたお2人あたりの意見を聞きたいところです。

○野村委員 会長おっしゃるとおりで、道義的なものだと思います。

○小宮山会長 ということでいかがですか。よろしいですか。

○宮城専門委員 今年度に関しては、そのような判断でそれぞれがみずから判断するというところでよろしいということですね。

○小宮山会長 来年度は何があるのですか。

○宮城専門委員 いや、過去にさかのぼる話ではないということではよろしいですか。

○小宮山会長 そうですね。

ありがとうございました。議論して大変明確になったと思います。事務局もきちんと議事録で残していただきたいと思います。

ほかにございますか。指定活用団体の指定に係る審議、議事3をやっておりますが、よろしければ次に進みたいと思います。

最後に、議事4「その他」にまいります。平成29年度調査事業の結果について概要を報告いただきます。岡本さん、お願いします。

○岡本参事官 お時間も超過していますので簡単に、既にメールでもお送りしております。平成29年度の事業としてやった調査を2本つけております。1つ目は「社会的事業に対する資金提供実態に関する調査 概要」ということで、資料4-1でございます。

2ページ目でございますが、金融機関も含めて1,044団体にアンケート調査をいたしまして、617団体から回答をいただいたということで、社会的事業に対してどれぐらいフローでお金が出ているか調査したものでございます。平成28年度、足元の助成、貸付け、出資含めて1,793億円。このうち社会性をより評価する仕組みをやっているものが216億円という数字でございます。

ページをおめぐりいただきまして資金提供の特徴というものを3ページ目、また、5ページ目でございます。このうち29団体により詳細なインタビューを行った結果、多分、日本では初めてだと思うのですが、こういったイメージの資金提供の分布の姿をあらわしたものでございます。これは今後、対象を拡大する形で毎年やっていく形にして、日本におけるエコシステムがどう構築されていくかということをも明らかにしていく形にしていきたいと思っております。概要については海外にあるかと思って英語版を今、作成しているということでございます。

続いて資料4-2でございます。ICTを活用した社会的インパクト評価ツールということで、やはり紙ベースで社会的インパクト評価をやっておりますと時間もコストも手間もかかりますので、海外では数多くのツールが開発されております。恐らく数百あるかと思

ます。そのうち幾つかを選んで、46選んだ上でさらに10について優劣ではないのですが、「◎、○、－」という形でつけております。

今やAIを使うものも順次出てきている状態でございます、このうちの幾つかもアンケート調査からインパクトレポートまで一気に行けるというようなものでございます。英語版のものが大半でございますが、こういったものを参考にして、指定活用団体がどれか選んでいただくか、自前で開発していただくことが必要になるのかなということで、先行事例ということで御紹介させていただきました。

以上でございます。

○小宮山会長 何かそのほかに御発言ございますか。小河さん、どうぞ。

○小河専門委員 先ほども話がありましたけれども、パブコメは公表されているのですか。それはメールとかでいただいているのでしたっけ。内閣府のホームページを見たときに、パブコメがあるかどうかすぐわからなかったのです。

○岡本参事官 基本方針の本体概要の下に出ていて、リンクしたら出てくる感じに今はなっています。

○小河専門委員 確認すればいいのですが、全部公表されているということですか。

○岡本参事官 はい。それはe-Govというサイトがあって、そこに回答結果も含めて掲載していますので、そこに全て載っております。

○小河専門委員 わかりました。というのはパブコメとか、我々の先ほど御意見があったみたいに軽視されているのではないかという御意見がたくさん私も伺っていますので、そういう中でこれから計画をつくっていくとか、いろいろな中で本当に重要な、ここにいる皆さんといろいろなセクターの方々が一緒につくっていくという上でも大切にしていきたいと思えますし、この会議の時間も先ほどありましたけれども、できる限りゆったりと、お忙しいとは思いますが、そういう丁寧な審議をさせていただくほうがいいのかなと思ひまして、発言させていただきました。

○岡本参事官 たしかA4で20数ページぐらい、我々も結構な時間をかけて、いただいたコメントに対する回答をつくらせていただいて、全てにお答えさせていただいておりますので、それをごらんいただければと思います。

○小宮山会長 その辺のことをわかるようにしたほうがいいのではないですか。今の御質問があったわけで、パブコメに関してはこれぐらいのもので一つ一つ答えていること自体をどこかに書かれたらどうですか。

○岡本参事官 今、議事録に残るのかなと思っているのですけれども。ホームページにも掲載しておりますので。

○小宮山会長 議事録に残るわけですか。

○岡本参事官 そう思って今、発言させていただきました。

○小宮山会長 わかりました。私としてはそれで結構です。

ほかに何か御発言あれば、どうぞ。

○栗林専門委員 私もパブコメについていろいろ御意見をいただいて、その御意見いただいた方たちで私よりずっといろいろな市民活動をされてきた方なのです。私自身も本当に地域ベースで活動している小さなNPOです。そういうところは休眠預金ということすら知らなかったり、社会的インパクト評価、何それというレベルです。

やはりこういうせっかかないものをつくるまでこういう議論があつて、今こういう形で困難な子どもたちや市民のサポートができる、すごい素敵な議論だなと思うのですが、そういうことが本当に地域ベース、市民に伝わるようにメディアを使ってとか伝えていただきたいなど。そうしないと本当にそういう小さい団体が学ぶチャンスがないし、実際にこれも応募が始まって、次、実際に活動する団体の応募が始まるころに初めて知ったというようなことにならない方策を、私たちが進めていけたらいいなと思っています。

○小宮山会長 おっしゃることは非常によくわかります。こういうないものを皆さんにメディアを通じて、伝えることはものすごく大変です。そのための研究もアメリカでは非常にやられている。どうやって伝えるかということ役所に言っても簡単ではないです。本当にこれはみんなで努力して、リーダーのお一人なわけで、SNSを使うとかして休眠預金のこういうものが生まれるということ、始まる時にできるだけ伝わったほうがいいですが、2年目も3年目もあるわけですから、伝わっていくようにぜひ努力しましょうというのが私の申し上げたいことです。

○栗林専門委員 そういうときに私も発信しています。発信するからには、ここでちゃんと議論されたとか、パブコメを丁寧にみんなで読んだとか、そういうことがないと発信もできないのかなと思います。

○小宮山会長 わかりました。議事録に今の議論も残してください。

○萩原委員 では1つ、パブコメもいろいろなところから出ているのですけれども、パブコメでこういうものが出てきました、こういうふうにしますというのを1回審議会でやるというケースが私の経験の中で多かったのですが、今回それがなかったというのが非常に問題だったかなという点は議事録に残してください。それなのでいろいろな意見が出されてきたという背景がありますので、そういった意味ではプロセスデザインのところがちょっと。

○小宮山会長 パブコメの議論はやらなかったのでしょうか。

○萩原委員 しなかったです。私たちはね。

○北地委員 当日、ささっと読んでしまったのですけれども、大体第12回審議会で野澤企画官がおっしゃったことは含まれていて、中にはとんでもない指摘もございましたが。

○萩原委員 最終的な決定をする前に、きちんとやるということがプロセスデザインとしては重要だと思うので、今後、あと一年ありますので、非常に重要なことが決められていくところでの透明性というか、公正性を確保していただきたい。

○小宮山会長 「パブコメはきちんとやろうよ」と私も事務局には個人的には申しましたし、ある程度努力はしたつもりなのだけれども、不十分であるということで、また今後、

反映させていきたいと思ひます。

ほかにもございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、今日の議事はこれで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

<傍聴者>

今村陸哉氏(牧野委員随扨)、加瀬聖大氏(飯嶋委員随扨)、加瀬雅善氏(宮城専門委員随扨)、
片桐豪志氏(北地委員随扨)、小林信之氏(小宮山委員随扨)、斎藤綾子氏(程委員随扨)、
佐野良伸氏(内閣府(資料4-1、4-2に関して))、真弓哲司氏(福岡銀行)、
山本悠介氏(飯嶋委員随扨)、吉田建治氏(萩原委員随扨)、脇祐司氏(金融庁)

以上